

平成30年度  
『杉並区外部評価委員会』  
報告書

平成31年3月



杉並区

# 目 次

<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 外部評価の概要</b> .....	<b>2</b>
1 施策評価・事務事業評価 .....	2
2 財団等経営評価 .....	3
<b>第2章 外部評価結果</b> .....	<b>4</b>
1 外部評価の対象 .....	4
2 外部評価結果及び所管の対処方針 .....	6
○施策評価 .....	6
○事務事業評価 .....	18
○財団等経営評価 .....	26
<b>第3章 まとめ</b> .....	<b>28</b>
1 平成30年度評価を終えて .....	28
(1)平成30年度の行政評価について .....	28
(2)行政評価制度について .....	29
2 各委員の主な意見 .....	30
<b>資料編</b>	
資料1 外部評価委員会 委員名簿 .....	32
資料2 平成30年度外部評価委員会の活動 .....	32
資料3 杉並区外部評価委員会条例 .....	33

## はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度は17回目を数えます。

区は、平成24年3月に「基本構想（10年ビジョン）」と、これを実現するための具体的な道筋である「総合計画（10年プラン）」及び財政の裏付けを持つ3か年の計画「実行計画（3年プログラム）」を策定し、様々な取組を進めてきましたが、区政を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、今年度、総合計画等の改定を行いました。

持続可能な財政運営に努め、より効果的かつ効率的な区政運営を行うためには、予算や人材などの資源の有効活用、説明責任と区政の透明性を確保することが不可欠であり、職員一人ひとりの意識改革や能力向上により組織力を高めていくことが必要です。

行政評価及び外部評価はその実現のために大きな役割を果たすとともに、評価の結果を区民の皆様にご覧いただき、区政への関心を高め、区政参画の一助にさせていただけることを願います。

外部評価の対象となった所管課の職員の皆様には、ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。また、本報告書を全庁で広く共有し、今後の取組の参考としていただくとともに、区民の皆様がご覧になることで、当委員会の活動が区政の発展に役立つことを期待します。

平成31年3月  
杉並区外部評価委員会委員一同

# 第1章 外部評価の概要

今回の外部評価は、平成29年度に区が実施した施策、事務事業及び財団等の経営に対する区の内部評価について、杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)が第三者の視点から再評価を行ったものです。

## 1 施策評価・事務事業評価

### (1) 評価の対象

平成30年度の区の行政評価は、杉並区総合計画(10年プラン)・杉並区実行計画(3年プログラム)に基づく平成29年度の取組を評価対象として実施されました(平成30年5月～7月)。

外部評価については、外部評価委員会において、32施策及び全事務事業の中から5施策及び4事業を選定し、評価を行いました。(外部評価対象施策及び事業については4頁参照)

### (2) 評価の進め方

施策評価にあたっては、施策評価表のほか、施策を構成する事務事業の事務事業評価表を参照し、体系的に評価することに努めました。また、施策や事業の実際の状況を的確に把握し、評価の客観性を高めるとともに、各所管課において今後の行政評価や事業展開の参考としていただくため、外部評価前に所管課ヒアリングを行い、施策担当課長及び関係課職員と自由な意見交換を行いました。

#### 〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
自己評価対象数	32施策	668事務事業 〔施策を構成する事務事業 464事業〕 〔施策を構成しない事務事業 204事業〕
外部評価対象数	5施策(※)	施策を構成しない事務事業 4事業

※5施策については、施策だけでなく、施策を構成する事務事業に対しても施策への貢献度や有効性などに着目し、評価しました。

### (3) 外部評価の視点

外部評価では、指標の適切性、費用対効果や効率化、区民サービスの向上、実施方法などの評価の視点や課題認識が適切か、また、改善・見直しにあたり留意すべき視点が押さえられているかといった観点から評価を行いました。また、記載内容についても、分かりやすくなっているか、どのような視点や項目で評価したらより分かりやすくなるのかなどについて評価を行いました。

## 2 財団等経営評価

### (1) 評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました(平成30年6月～9月)。そのうち、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の1団体を今回の外部評価の対象としました。

### (2) 外部評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した内部評価などをもとに、それぞれの事業目的の達成に向けた効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価し、また、評価表の記入方法などについても、分かりやすい記載内容となっているか、あるいは、どのような視点があったらもっと分かりやすくなるのかといった点から評価しました。

また、外部評価前に団体及び所管課ヒアリングを行い、団体及び所管課職員と自由な意見交換を行いました。

(参考) 財団等経営評価に対する外部評価

財団等経営評価実施団体	外部評価実施団体				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団					○
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団		○			
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○				
公益社団法人杉並区シルバー人材センター			○		
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○			○	
杉並区交流協会		○			

## 第2章 外部評価結果

### 1 外部評価対象施策等

#### (1) 施策(5施策)

目標	施策番号・施策名		頁
災害に強く安全・安心に暮らせるまち	1	災害に強い防災まちづくり	6
みどり豊かな環境にやさしいまち	9	持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり	8
健康長寿と支えあいのまち	1 2	地域医療体制の充実	12
	1 5	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	14
人を育み共につながる心豊かなまち	2 1	子育てセーフティネットの充実	16

#### (2) 施策を構成しない事務事業 (4事業)

事務事業整理番号・事務事業名		頁
2 1	職員の健康管理	18
2 7	土地開発公社の事業支援	20
3 3 5	国民年金事務	22
4 1 3	屋外広告物許可・取締	24

#### (3) 財団等経営評価 (1団体)

団体	頁
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	26



〈施策評価〉

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

**施策 1 災害に強い防災まちづくり**

<p>施策目標 (平成33年度の姿)</p>	<p>○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に避難・救護の拠点となる震災救援所(区立小中学校)周辺などの不燃化や木造密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。</p> <p>○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。</p>
----------------------------	--

		29年度目標	29年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区内建築物の耐震化率	92%	86.8%	96%
	木造密集地域の不燃化率(阿佐谷南・高円寺南地区)	62%	58.3%	70%
	雨水流出抑制対策施設の整備率	52%	53.8%	60%

**【所管による自己評価】**

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)</p>	<p>建築物の耐震化については、木造住宅密集地域において、町会・自治会の回覧板等で助成制度等の周知に努めるとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物の戸別訪問を実施しました。こうした継続的な取組や建替等により、区内建築物の耐震化率は着実に向上しています。</p> <p>また、防災・減災に関する区民の理解を深めるため、防災まちづくりフェアやすぎなみフェスタで地震被害シミュレーション結果をパネル展示し、約500名の来場者に好評を得ました。</p> <p>建築物の不燃化については、戸別訪問や地元相談会を開催するなど、助成制度の周知を図ったことにより、建替え助成件数が増加し、着実に不燃化が進みました。</p> <p>橋梁は、長寿命化のための修繕や耐震補強工事等を実施し、実行計画の年度目標値を達成しました。今後も「橋梁白書」に基づき、長寿命化修繕や耐震補強を着実に実施し、定期点検結果などを踏まえ、適切に対応していく必要があります。</p> <p>雨水流出抑制対策は、公共施設はもとより民間施設への対策施設の設置指導に併せ、個人住宅等への雨水浸透施設設置助成を実施するなど、官民一体となった取組を行いました。また、豪雨時の水防活動や水防情報システムの計画的な改修をはじめ、水害多発地域対策に取り組むなど、区民の安全確保と水害に強いまちづくりを推進しました。</p>
今後の施策の方向	<p style="text-align: center;">○ 拡充    ○ サービス増    ● 現状維持    ○ 効率化    ○ 縮小・統廃合</p>
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>建築物の耐震化については、引き続き戸別訪問や防災イベントなどを通して、耐震化の重要性や支援・助成制度の普及啓発を積極的に実施します。さらに、熊本地震の被害状況などを踏まえ、新耐震基準の建築物で一定の要件を満たす木造住宅を耐震改修等助成対象に加え、建築物の耐震化を促進していきます。また、地震被害シミュレーション結果や、地震被害想定ARアプリなどを効果的に活用し、区民の防災・減災意識の更なる向上を図り、災害に強い防災まちづくりにつなげていきます。</p> <p>建築物の不燃化については、地震被害シミュレーションの結果を踏まえ、延焼の被害想定が大きい地域を対象に、建築物不燃化助成の対象区域を拡大するとともに、今後も、建築物の不燃化助成や不燃化特区の助成制度の周知・活用の促進に積極的に取り組みます。</p> <p>橋梁については、災害時における道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、今後も長寿命化修繕や耐震補強を計画的に進めます。</p> <p>水害対策については、近年頻発する集中豪雨に対し、水防体制の充実や雨水流出抑制対策、水害多発地域対策などの推進をはじめ、東京都との連携・協力を強化して河川・下水道整備の早期整備を図るなど、総合治水対策を促進していきます。</p>



## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>○総合評価において、建築物の耐震化・不燃化は着実に推進しているとの評価となっているが、計画値(目標値)に対する実績値が未達成となっている。そのため、今後に向けてその原因の総括の記載が必要と思われる。</p> <p>○また、耐震化の推進に向けては、ターゲットを絞り、重点的な周知活動を促進すべきと思われる。</p> <p>○計画(目標値)の達成に向けて、耐震化率等の進捗が進んでいる自治体と比較できるベンチマーキングを導入するなど、区民にわかりやすい取組が必要と思われる。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<p>○整理番号386について、方南一丁目地区を全戸訪問したとの記述があるが、事実とは異なることから、正確な記載を心がけるべきと思われる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○整理番号439の水防態勢の回数について、計画値がゼロとなっているが、実績が毎年見込まれるため、現実的な計画値を入れるべきと思われる。</p> <p>○整理番号429の雨水樹清掃についての計画値がコストの高騰により予算内では達成できない数値であるため、現実的な計画値を設定すべきと思われる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【施策内容への評価】</b></p> <p>○建築物の耐震化・不燃化については、計画値(目標値)に対する実績値が未達となっているものの、24年度から29年度までに、耐震化率は80.1%から86.8%、不燃化率(阿佐谷南・高円寺南地区)は53.1%から58.3%と着実に向上しています。今後、計画値(目標値)の達成に向け、防災・減災に関心が低い区民等に対し、震災を自分事として捉えてもらうことが課題と考えており、地震被害シミュレーション結果などを活用し、減災対策の重要性について積極的に啓発を行うとともに、合わせて助成制度の周知を図っていきます。ご指摘のとおり、評価表はこれらについて十分な内容となっていないことから、ご指摘の内容を参考に評価してまいります。</p> <p>○耐震化の推進に向けては、木造住宅密集地域及び緊急道路障害物除去路線沿道の旧耐震基準の建築物を抽出し、不燃化促進事業とも連携して戸別訪問を行い、重点的に助成制度の周知を行います。</p> <p>○また、耐震化率等のさらなる向上を図るため、他自治体の先進的な取組の調査・分析や、現施策と比較するなど、区民の理解促進を図り、目標達成に向け取り組みます。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b></p> <p>○整備番号386の方南一丁目地区における戸別訪問の取組については、これまで平成27年度から2ヶ年をかけて全戸訪問を行い、更に平成29年度には全戸数の約70%を占める木造住宅のみを対象に再度戸別訪問を行い制度周知に努めました。今後は取組内容を正確に記載していくように注意してまいります。</p> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b></p> <p>○整理番号439の水防態勢の回数については、気象状況により変動することを踏まえ、過去3カ年の実績に基づき計画値を算出することとします。</p> <p>○整理番号429の雨水樹の清掃は、単に樹内の泥の浚渫に留まらず、清掃に合わせて老朽化した樹蓋の交換や雨水樹の排水機能を点検しており、車両や歩行者の樹蓋破損による事故を防ぎ、排水機能の低減による浸水被害の軽減には、3年に1回の雨水樹清掃は必要であると考えます。このため、契約方法の見直しなどにより雨水樹一カ所当たりの清掃コストを削減し、清掃箇所数の増加を目指します。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

**施策 9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり**

施策目標 (平成33年度の姿)	○各家庭や事業所、公共施設等において再生可能エネルギーの導入が進み、杉並産エネルギーが拡大するとともに、一層の省エネ・低炭素化の取組が定着し、災害に強く快適で環境にやさしい住宅都市づくりが進んでいます。 ○生活環境の改善に向けた様々な取組が各地域で活発に展開されるとともに、環境に対する区民の意識が向上しています。 ○区立学校での環境教育をはじめ、あらゆる機会を利用した環境学習が多く開催され、児童・生徒を含む多くの区民が環境についての理解を深めています。
--------------------	--

		29年度目標	29年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区内の年間二酸化炭素排出量比率(平成17年度比)	97.6%	94.5%	96.2%
	区内太陽光発電による発電量	1,760万kWh	1,804万kWh	2,280万kWh
	環境に配慮した取組を行っている区民の割合	95.0%	82.0%	100%

**【所管による自己評価】**

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	低炭素化推進機器の設置助成は、平成29年度から新たに建築物の断熱・遮熱化等のために高日射反射率塗装と窓断熱改修を助成メニューに加えました。併せて電気自動車用充電設備設置助成や本庁舎の照明設備のLED化工事を継続するとともに、震災救護所(区立小中学校等)34施設への太陽光発電システムの設置を行い、温暖化対策を推進しました。こういった取組も一因となり温暖化を図る指標である区内の二酸化炭素排出量比率は低下傾向が続いています。 環境学習については、燃料電池自動車を活用し、区内の自動車学校との連携事業や区のイベント出展などにより、クリーンエネルギーの普及啓発を行いました。また、区立学校14校の児童・生徒が身近な河川や森林の生き物調査、エネルギーの取組などについての学習成果を共有する「小中学生環境サミット」を開催し、参加校には環境学習コーディネーター等の派遣による学習支援を行いました。 路上喫煙対策に関しては、職員、民間警備会社、シルバー人材センターの三者の連携による指導体制や、イベント等を通じた啓発活動により、喫煙マナーは確実に醸成されています。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	区のエネルギー政策は、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出抑制と一体的に取り組む必要があります。そのため、平成30年度改定の杉並区環境基本計画において、エネルギー政策を計画の一部に位置付け、創エネと省エネを引き続き推進していきます。 また、若い世代には、マイバッグの利用促進や小中学生環境サミットの活動が、環境問題を意識する良いきっかけとなっています。併せて環境活動推進センターで実施する学習機会の提供や燃料電池自動車を活用した環境学習等、様々な普及啓発事業を実施し、区民の環境意識の向上を図ります。 環境美化の取組については、歩きたばこや吸殻のポイ捨てを更に抑制するため、路上喫煙マナーの啓発活動を継続するとともに、適切な管理が行われていない土地又は建築物の所有者等に対しては、改善に向けた助言や指導を粘り強く行っていきます。 自然環境調査と河川生物調査については、概ね5年ごとに実施し、専門家からも高く評価されています。そのため動植物の生息分布を把握するとともに、生物多様性を確保するための指針となるよう、調査結果を分かりやすく区民に公表します。

## 【外部評価】

<p style="text-align: center;">施策内容への評価</p>	<p>○施策の総合評価においては、事業の取り組み状況と実績に関する記述に加えて、今後に向けた課題を明らかにすることなくしては、さらなる改善につながらないことから、いかなる課題が認識されているのかに関する記述も求められる。</p> <p>○たとえば、平成17年度比でみると区内の二酸化炭素排出量の割合は減少傾向にあるのは良いが、区が掲げる省エネ・創エネ・畜エネに照らして評価した場合の進捗はどのような状況であるのか、さらなる推進にはいかなる課題の解決が求められるのかといった分析が欲しい。</p> <p>○また、個別の事業実績の記述にとどまらず、3つの施策目標に即した評価が本来は必要なのではないか。そうすると、たとえば二つ目と三つ目の施策目標に関わる内容として、区内の環境団体や事業者による活動状況であったり、区立学校での環境教育プログラムの実施状況であったりに関する情報と評価が欲しいところである。</p> <p>○二つ目の施策目標に係る内容として路上喫煙対策についての記載があり、「啓発活動により、喫煙マナーは確実に醸成されています」との評価がなされている。喫煙をめぐっては平成30年4月からの「東京と子どもを受動喫煙から守る条例」の施行、6月からの「東京都受動喫煙防止条例」の成立、さらには7月の「健康増進法の一部を改正する法律」の成立があったことを受けて、区として受動喫煙対策に今後どのように取り組んでいこうとしているのかの記述がいっさいない。施策を取り巻く環境の変化とそれを受けての改善・見直しの方向性がタイムリーかつ適切に示される必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">今後の施策の方向</p>	<p style="text-align: center;">○ 拡充      ● サービス増      ○ 現状維持      ○ 効率化      ○ 縮小・統廃合</p>
<p style="text-align: center;">評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>○施策目標ごとにその進捗状況を把握するうえで適切な活動指標ならびに成果指標を位置付けることが求められるが、必ずしもそのようになっていなかったり、指標を欠いている場合がある。たとえば、一つ目の施策目標に係る指標として二酸化炭素排出量比率を挙げているが、これのみでは排出係数の変動に左右されてしまうことから、これに加えて再エネ導入量/率や省エネ割合といった指標を位置付けていくことが望ましいと思われる。また、三つ目の施策目標については、活動指標を欠いている。</p> <p>○各事務事業についても同様に、活動内容に応じた適切な指標が示されているとは思えない、もしくはなぜ現行の指標となっているのかの理解が難しいものが多くみられた(整理番号464、465、467、468、469、470)。</p> <p>○事務事業の対象の記載方法が、事務事業間で統一性を欠いており、対象の範囲を正確に認識することが難しくなっている(整理番号464、465、466、467)。</p>
<p style="text-align: center;">施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>○整理番号464の「環境保全の普及啓発」については、「今後の予測と方向性」および「評価と課題」の記述が表面的であり、環境・社会を取り巻く状況の変化をどのように見通すのか、そして、外的要因のみならず、区の特性を踏まえて今後どのような姿勢で臨んでいくのかというビジョンが求められる。</p> <p>○整理番号465の「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」については、目標値は全ての低炭素化推進機器への助成件数で定められている一方、実績値には太陽光発電システムへの助成件数しか入っておらず、実績値の集計対象を目標値と同一とする必要がある。、「今後の予測と方向性」および「評価と課題」においては、区の特性を踏まえた分析と見通しが欲しい。</p> <p>○整理番号466「環境配慮行動の推進」については、計画(目標値)と実績が大きく乖離している要因が分かるような記述が求められる。</p> <p>○整理番号469の「公害等防止」については、活動指標のひとつが「立入調査・指導・届出受理件数」となっており、異なる性質の行為を一括りの指標としてしまっている。「立入調査・指導」と「届出受理件数」とは分けて整理したほうが良い。</p> <p>○整理番号470の「大気や河川水質などの環境実態調査」については、成果指標として騒音環境基準達成率のみが掲げられているが、大気環境基準も位置付けるべきではないか。</p> <p>○整理番号471の「自然環境の保全」については、対象が自然環境保全に関心のある区民、団体などとなっているが、むしろ関心のない人々がいかに関心をもってもらうかが重要であると思われる。また、生物多様性への理解と認識が重要であり、環境省・生物多様性センターで蓄積・公表されている生物多様性情報の活用と連携も視野に入れて今後の展開を図っていくと良いのではないかと。</p> <p>○整理番号483の「環境活動推進センター等の事業運営」については、箱物の維持管理とその中での活動の両方が含まれており、区の役割と委託先との関係性が評価表からは分かり難くなってしまっている。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

### (1) 施策内容への評価

・進捗状況がわかるような評価や課題解決に向けた分析について検討します。また、環境学習の支援学校数など、施策目標に対応した適切でわかりやすい指標の追加を検討します。  
 ・受動喫煙対策の進展による屋外での喫煙対策として、路上禁煙地区などでの受動喫煙に配慮した公衆喫煙所の整備、改修などを検討していきます。

### (2) 「評価表の記入方法等」について

#### ○ 施策目標ごとの成果指標について

・成果指標については、ご指摘を踏まえて、導入率や省エネ割合などの数値化が可能かどうかも含め、適切な指標を検討します。

#### ○ 各事務事業の活動指標について（整理番号「465」、「469」については、(3)で記載のとおり）

##### 【整理番号464「環境保全の普及啓発」】

当該事業は環境清掃審議会関連及び環境白書等に係る事務事業であり、その行政の活動量である「活動指標」としては概ね合致した指標と考えますが、事務事業名が活動内容と合っていないと思われるため、今後見直しを検討いたします。

##### 【整理番号467「安全美化条例に基づく生活環境の改善」】

近年問題となっている管理不良な建築物・空き地等の解決については、案件ごとに状況が異なるため、件数のみを指標としても活動量や成果が見えにくいと考えており、指標に採用していませんが「評価と課題」の中で進捗を分析していきます。

##### 【整理番号468「カラス・ねずみ・蜂類の駆除相談」】

人へ危害を加える恐れのある繁殖期のカラスの巣の撤去や活動期のスズメバチの巣の駆除は、区民生活に直接影響を及ぼす可能性が高く、加えて設定できる成果指標、活動指標がそれぞれ2項目までであることから新たな指標と入れ替えるのではなく、引き続き相談や撤去・駆除の指標を活用したいと考えています。

##### 【整理番号470「大気や河川水質などの環境実態調査」】

当該事業の活動指標である「調査分野数」について、活動量をより適切に示せるような指標に見直します。（「大気環境基準」の指標化については、(3)で記載のとおり）

### (3) 施策を構成する事務事業についての意見

#### 【整理番号464「環境保全の普及啓発」】

ご指摘のとおり、社会情勢の変化や国等の動向を踏まえ、杉並区として今後どのようなことを行っていくかという視点で、より明確に、具体的に評価を行っていくよう努めます。

#### 【整理番号465「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」】

現在は、目標値と実績値の集計対象が異なっているため、対象を同一にし、より適切な指標とします。また、区の特性を踏まえた分析と見直しを含めて記載するよう努めます。

#### 【整理番号466「環境配慮行動の推進」】

平成30年度の実行計画改定の際に計画（目標値）の集計対象を見直したことにより、今後は、事務事業評価の指標も見直すため、このような乖離は発生しないよう改善しました。

#### 【整理番号469「公害等防止」】

ご指摘を踏まえ、「立入調査・指導」と「届出受理件数」とを分けて整理する方向で検討します。

#### 【整理番号470「大気や河川水質などの環境実態調査」】

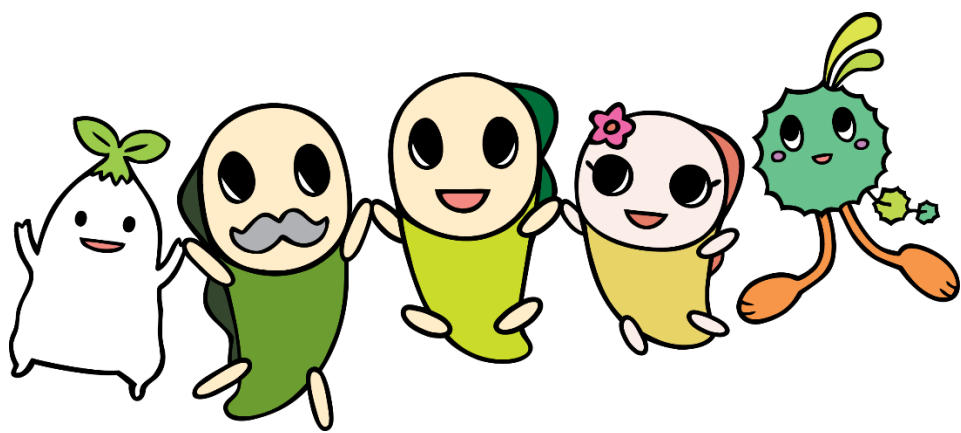
大気環境基準も位置付けるべきとの意見については、現在、光化学オキシダントを除き大気環境基準を達成していること、また、設定できる指標が2項目までのため、より達成率の低い騒音の環境基準を成果指標の一つとしています。引き続き大気汚染物質についても環境測定を実施し、監視していきます。

#### 【整理番号471「自然環境の保全」】

ご指摘のとおり、自然環境の保全に関心の少ない区民への意識啓発が重要であり、これまでも幅広い区民に対して生物多様性に対する理解や関心を高めてきました。対象者の表記については、見直しを行います。環境省など他機関との連携やデータの活用については、今後の課題と捉えています。

#### 【整理番号483「環境活動推進センター等の事業運営」】

事務事業にはセンターが運営する事業と、センターそのものの運営が混在して評価もわかりにくくなっています。今後は区の役割と受託団体の活動を整理して分かりやすい評価に努めます。



〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

**施策 12 地域医療体制の充実**

<p>施策目標 (平成33年度の姿)</p>	<p>○夜間・休日においても安心して診療を受けられる体制が確保されているとともに、地域の医療機関の連携が強化され、災害時や新たな感染症発生時の医療体制も整備されています。 ○緊急時に、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上するとともに、感染症の予防策の区民への周知が図られています。 ○高齢者等が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができています。</p>
----------------------------	--

		29年度目標	29年度実績	目標値(33年度)
成果指標	救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	75.0%	74.9%	80%
	救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	3,200人	3,043人	4,000人
	要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	75%	73.4%	80%

**【所管による自己評価】**

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)</p>	<p>区の救急医療体制については、休日夜間の急病診療所やAEDの充実により区民の安心感が高まっています。特に小児急病医療では、新たに診療協力医療機関を1病院加え、充実を図りました。一方で、急病時の医療機関情報は、急病医療情報センターと東京都医療機関案内サービスが、それぞれ役割分担して提供しています。 災害時医療体制については、3年を目途に進めてきた区内災害拠点病院等での緊急医療救護所設置訓練が一巡したことで、各医療機関における体制の充実が図られました。 在宅医療体制については、在宅医療相談調整窓口の区民への周知が進むとともに、これまで高齢者を中心とした相談者を、障害者、小児などにも対象を広げたことにより、ますます重要性が増しています。平成27年度から「医療と介護の連携」を目的に始まった「在宅医療地域ケア会議」も回数を重ね、医療、介護双方の関係者間の連携と課題共有に大きな役割を果たしています。 新型インフルエンザを含む感染症予防対策については、感染症の早期発見に努めるとともに発生時の迅速な対応ができるよう、平時においても各部署との情報共有と連携に努めています。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充                      ○ サービス増                      ● 現状維持                      ○ 効率化                      ○ 縮小・統廃合</p>
<p>改善・見直しの方向 (中長期)</p>	<p>救急医療体制については、救急救命講習を継続して実施するとともに、AEDの設置場所を広く周知していきます。 災害時医療体制については、引き続き区内医療機関と緊急医療救護所訓練を実施し、災害時の対応力向上に努めます。 在宅医療体制については、在宅医療調整相談窓口が在宅医療・生活支援センターに移転したことに合わせて職員の研修体制を整え、障害児や小児への幅広い相談に対応できるようにします。 感染症対策については、感染症予防知識の普及啓発を引き続き行うとともに、医療機関との防疫訓練などを通じて医療機関との連携を強化していきます。新型インフルエンザ対策については「新型インフルエンザ等保健医療マニュアル」の策定を進めます。</p>

## 【外部評価】

施策内容への評価	○全般として、区民の医療を確保する取組みを積極的に進めていると評価いたします。 ○特に、在宅医療・介護連携(641)に関して、調査研究を進めている点、地域ケア会議開催及び広報のみならず、ホームページでの報告は、地域包括ケア体制構築課題への対応として高く評価いたします。 ○今後は、計画策定・実施への区民の参画、関係機関との連携状況に取り組むとともに、それに関わる指標を加えていただくと良いと考えます。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	○整理番号339の救急協力員登録者数について、評価指標一覧には「成果指標」となっているが、事務事業評価表では「活動指標」とされている。他にも同様の箇所があるが、整合性を図れるよう修正されたい。 ○整理番号339の活動指標においては、当該年度の登録者数を示し、累計を示すのであれば成果指標とする方が数値の性格上良い。登録者数に、累計が単年度計かを記載すると良い。 ○整理番号342の活動実績が毎年計画の数値を上回った数値を示しているが、その実績が次年度の計画数値に反映されない点を検討していただきたい。 ○整理番号342の障害等事情のある方を対象とした事業であるので、成果指標は、障害等事情のある方を母集団とした数値としていただきたい。 ○整理番号641の参加人数が成果指標となっているが、これは活動指標とするのが適切であると考え。成果指標は顔の見える関係ができた結果、成果として表れたものを設定してはどうか。(入院時・退院時の医療・介護支援専門員間の連絡漏れ率等を指標としている例がある)
施策を構成する事務事業についての意見	○整理番号339(救急医療体制)の急病医療情報センターは、ホームページの案内が理解しにくく感じたため、工夫を加えていただきたい。消防庁#7119との業務重複に関する現状分析に際しては、センター利用者特有な特徴に留意していただきたい。整理番号340の一次救急診療病院が増えたことが、情報センターの利用減少との関連がないか、分析の際に検討していただきたい。 ○整理番号341(災害医療体制)の外国人居住者が増加していることにかんがみ、災害時の対策を検討することが必要であると考えられるため、指標に加えていただきたい。医療依存度の高い市民の把握、災害時に患者の搬送可能な3次救急医療機関との協定等について検討していただきたい。

## 【外部評価に対する所管の対応方針】

対応方針	<p><b>【施策内容への評価】</b>                  ○引き続き、医療・介護の多機関の代表が出席する在宅医療推進連絡協議会をはじめ地域ケア会議等を通じて、関係機関との情報共有や連携強化に取り組むとともに、通信等の発行やホームページ等を通じて、区の取組について区民へ積極的に情報提供、普及啓発を図ってまいります。また、指標を加えていくことについては、事業の目的や活動内容を踏まえながら、今後の検討課題としてまいります。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b>                  ○整理番号339の活動指標(2)「救急協力員登録者数」については、成果指標に変更し、累計であることを明記します。                  ○整理番号341の成果指標「災害拠点病院等と連携した医療救護訓練の実施」については、活動指標に変更します。                  ○整理番号342の活動実績に関しては、直近の活動実績に見合った適切な計画数値に修正していきます。また、成果指標に関しては、障害者及び高齢者を対象とする母集団の把握が困難なため、今後の検討課題とします。                  ○整理番号641の成果指標については、これまで、医療・介護関係者がより多く参加し、情報共有や課題検討を進めることで顔の見える関係づくりが進むと考え、参加者数を成果指標としてきたところ。今後は、より適切な成果指標を、ご指摘いただいた例示も参考に、医療・介護関係者、関係部署等と調整を図りながら、検討してまいります。</p> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b>                  ○整理番号339の「急病医療情報センター」については、ホームページの内容を見直します。また、「急病医療情報センター」の利用状況については、一次救急診療病院の状況等も含め、今後分析を行います。                  ○整理番号341については、外国人居住者に対する災害時の対策として、関係部署等と調整を図りながら検討してまいります。また、3次救急医療機関との協定等については、区西部二次保健医療圏地域災害医療連携会議の中で検討してまいります。</p>
------	---

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

**施策 15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備**

施策目標 (平成33年度の姿)	○介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。 ○多様な形態の住まいが整備され、虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるようになっています。
--------------------	--

		29年度目標	29年度実績	目標値(33年度)
成果指標	特別養護老人ホーム確保定員	1,903人	1,753人	2,307人
	認知症高齢者グループホーム定員	537人	519人	672人
	ケア付き住まい確保戸数	186戸	101戸	500戸

**【所管による自己評価】**

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	依然として入所希望の多い特別養護老人ホームについて、平成30年3月には、永福南小学校跡地の活用、全国初となる南伊豆町との自治体間連携により2か所を開設し、平成24年度から通算446床を新たに整備しました。このほか、国有地や公有地を活用した整備計画や、天沼三丁目荻窪税務署等用地を活用した区内最大級規模の整備計画など、多様な手法により特別養護老人ホームの整備に取り組みました。 また、認知症高齢者グループホームや、「通い」を中心に「訪問」・「宿泊」を一体的に行う(看護)小規模多機能型居宅介護施設などについても、区有地・国有地の活用や施設建設助成等を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう地域密着型サービスの整備に取り組みました。 さらに、都市型軽費老人ホームについても区内で2か所目となる整備に向け施設建設助成等を行うことで、見守りや生活支援が必要な高齢者が安心して生活できる住まいの確保に繋がりました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	今後、一層、単身高齢者や高齢者のみの世帯などが増加し、施設利用を希望する高齢者が増えることが見込まれます。そのため、今後の施設整備にあたっては、区内整備を基本として「区立施設再編整備計画」により生み出した一定規模以上の区有地や、国・東京都との連携による未利用地の有効活用を図るとともに、民間事業者への建設助成などにより特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を積極的に進めていきます。 このほか、南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム整備の成果を踏まえ、区域外における定員の確保等について、都や広域連合等に必要な働きかけを行いながら検討を進めていきます。 また、住み慣れた地域の中で、介護が必要になっても安心して在宅生活を送れるよう、特別養護老人ホームとの併設による(看護)小規模多機能型居宅介護施設や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を設置する事業者に整備費補助を実施し、在宅生活を支える基盤整備を進めていきます。 さらに、身体機能の低下等により一人暮らしに不安がある方などを対象とした都市型軽費老人ホームなどを整備する民間事業者へ建設助成を行い、高齢者の多様な住まいを確保していきます。



## 【外部評価】

施策内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、区内の高齢者人口の増加にとまない、施設利用を希望する高齢者の増加が見込まれることから、今後の施策の方向性として「拡充」は妥当と考えられる。</li> <li>・ただし、施策の指標として、施設の整備状況、入所状況及び入所希望の状況等が提示されていないため、施策評価としては客観的なデータに基づく判断はできない。</li> <li>・改善・見直しの方向(中長期)については、概ね適切と思われるが、平成29年度に実施した「入所希望者実態調査」の結果を分析し、ニーズに合った取組となっているか、確認が必要ではないか。</li> <li>・今後予定されている実態調査の継続的実施は極めて有効である。実態調査の時系列データを、評価に適切に活用し、改善につなげられたい。</li> </ul> <p>・今後の施設整備の全体計画及び施設整備の状況、施設の空き状況や評判、等を示すことは、入所を希望する際の手助けになるとともに、高齢になっても住み慣れた地域で暮らす上での安心感にもつながることから、区民の方々にわかりやすく情報が提供されるよう、関係各所と連携し、区民サービス向上に努められたい。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の成果指標は、定員数・確保戸数のみであり、施設の整備状況や充足状況が指標化されておらず、施策を評価するには十分とはいえない。一方で、事務事業の指標として、「整備率」や「認知症高齢者人口に対する施設定員数の割合」等が設定されており、体系的な指標設定となっていない。施策及び事務事業の指標に関して、全体的に整理が必要である。</li> <li>・評価表記載の「入所希望者」について、入所希望者＝待機者なのか、入所希望者＝入所を希望して入所できた人＋待機者なのか、定義が不明確である。算式・指標説明についても、説明が不十分な指標が散見される。疑義がないよう、明確な定義づけ、わかりやすい説明が必要である。</li> </ul>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○施策を構成する事務事業について、以下の観点で評価を実施することが、施策評価の基礎データとして有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号149・150:施設管理、151:用地管理→適切に管理できているかを評価。</li> <li>・整理番号243～245・250・256:建設助成、254:整備助成→助成・補助件数及び区が助成した施設の定員数等を指標化し、計画的に適切な助成・補助がなされたかを評価。</li> </ul>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【施策内容への評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○客観的な施策評価に資するよう、施設の整備状況、入所状況及び入所希望の状況等について、当該年度の待機者数や整備が確定している定員数を記載し、施策実現のための達成状況を総合的に評価します。</li> <li>○入所希望者実態調査については、平成31年度のほか、今後定期的を実施することとしており、入所希望者のニーズを分析し、その結果を踏まえ、今後の施設整備計画に反映していきます。</li> <li>○現在も区公式ホームページに施設の整備状況等を施設形態ごとに公表していますが、全体の状況を把握できるよう、関係各所と連携して平成31年4月分から空き状況を加え、区民にとってよりわかりやすい情報提供を行っていきます。</li> </ul> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施策15の成果指標については、区の10年計画である総合計画に位置付けたものであるため、現時点で見直すことは困難であり、次回の改定時に、より適正な評価に繋がるよう、検討します。</li> <li>○「入所希望者」については、その定義を記すなど、区民にとってわかりやすい記述をしていきます。</li> </ul> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○整理番号149・150・151については適切に管理できているか、整理番号243～245・250・254・256については適切な助成・補助ができているかの観点から表現等を整理し、評価していきます。</li> </ul>
------	--

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

**施策 21 子育てセーフティネットの充実**

施策目標 (平成33年度の姿)	○子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。 ○関係機関とのきめ細やかな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています
--------------------	--

		29年度目標	29年度実績	目標値(33年度)
成果指標	子育てを楽しんでいる人の割合	85%	83.2%	90%

**【所管による自己評価】**

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>ひとり親家庭の自立支援の充実については、ひとり親家庭等ホームヘルプサービスにおいて、平成28年度から未就学児のいる家庭に対して利用期間の拡充を行ったことにより、利用世帯数が平成27年度52世帯から平成29年度55世帯と増加し、ひとり親家庭の家事・育児の支援を進めることができました。平成30年度からは利用者の提出書類を一部簡略化し、サービスのさらなる向上を図ります。また、ひとり親高等職業訓練促進給付金等については、平成28年度から支給要件を変更し、対象を拡大するとともに、給付期間を2年から3年に延長しました。これにより、平成29年度受給者が増加し、ひとり親家庭における就労機会の拡大につなげることができました。</p> <p>児童虐待対策の推進については、より地域に密着した機動的できめ細やかな相談支援体制を強化について検討し、「地域型子ども家庭支援センター」の設置について具体化することができました。</p> <p>また、子ども家庭支援センターの児童虐待相談体制を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関向け児童虐待対応マニュアルを作成するなど取り組みを進め、連携強化を図りました。その結果、前年度に比べ受理件数で14%、総対応件数で10%増加した要保護児童等に対応することができましたが、児童虐待に関する通告・相談は増加傾向であり、児童相談所の設置も見据え、引き続き体制強化及び人材育成に取り組む必要があります。</p>
今後の施策の方向	● 拡充      ○ サービス増      ○ 現状維持      ○ 効率化      ○ 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>ひとり親家庭支援施策については、ひとり親家庭の状況に応じて、生活全般を視野に入れた支援を実施するため、母子・父子自立支援員による関係機関と連携した相談支援を進めます。加えて、ひとり親家庭が地域で安定した生活を送れるように、ホームヘルプサービス事業の実施等を通して、子育てや生活への支援を行います。また、ひとり親家庭のより安定した就業と収入を確保するため、引き続き、就業支援専門員(プログラム策定員)による就業支援や就労機会の拡大に向けた資格取得等を支援します。</p> <p>年々増加する児童虐待ケースへの対応については、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携を強化しつつ、未然防止の取組・通告・相談への迅速・的確な対応など、総合的な児童虐待対策を推進していきます。また、地域に密着した相談支援体制を強化するため、地域型子ども家庭支援センターの整備を進め、平成31年度には高円寺地域子ども家庭支援センターを開設するほか、区立児童相談所の設置に向けた検討及び人材育成を進めます。</p>

## 【外部評価】

施策内容への評価	ひとり親家庭支援については、親の経済負担や生活安定及び子供(児童)の健全な成長のため重要であり、子育てのセーフティネットとしての機能を発揮することが期待される。しかし、そのためにはひとり親家庭の需要とセーフティネットとしての基準に照らして、必要なひとり親家庭に支援の手が公平かつ普遍的に届いているかの視点が肝要である。サービス利用資格があり必要とされている家庭に支援がなされているか、逆に、資格がある特定の家庭に利用が集中していないかといった視点での施策の展開が望まれる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	施策21の成果指標として「子育てを楽しいと感じる人の割合」は区民意向調査の項目であり、ひとり親のみを対象にしたものでなく、セーフティネットの指標としてはひとり親家庭への調査やひとり親家庭での児童虐待数の低下などが適切と思われる。
施策を構成する事務事業についての意見	ひとり親家庭に対する各事業の利用状況について、利用者属性別などより詳細な調査分析を行い、施策を構成する各事業のあり方や利用促進のための周知方法等を見直し・改善を図ることが期待される。 また、事業番号226と事業番号267の「単位当たりコスト」の算定方式は、総事業費を事業の主たる対象者・利用者(たとえば事業番号226は、自立支援教育訓練と高等職業訓練にまたがっている)で除すべきものと思われる。しかし、一つの取組の利用者(自立支援教育訓練)で除しているため、実態に即した事業コストとなるよう、見直しが必要である。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価】</p> <p>○ひとり親に対しては、区の広報紙やホームページのほか、「ひとり親家庭のしおり」を各相談窓口等や離婚手続きの際に該当者に配布して、利用可能な事業等を周知しています。引き続きこうした対応を図るとともに、次回のひとり親家庭実態調査(2020年度実施予定)を通して、各事業の周知度や利用状況のより詳細な分析を行い、周知及び実施方法等の必要な改善・見直しにつなげていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】</p> <p>○施策21の成果指標は、区の10年計画である総合計画に位置付けたものであるため、現時点で見直すことは困難であり、次回の改定時に、ご指摘のとおり、施策を構成する事務事業との兼ね合いを十分考慮して、より適切な指標となるよう検討していきます。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】</p> <p>○事業番号226及び267に関わらず、各事務事業の評価単位は予算事業と整合させており、その中には複数の関連する事業がまとめられています。一方、事務事業評価表上では複数の関連事業ごとに単位当たりコストを算出することができないため、今後、行政評価を所管する行政管理担当を中心に、システムの改修等を含め、単位当たりコストの算出のあり方を検討していきます。</p>
------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

**職員の健康管理 (No021)**

事業の目的・目標	○職員の健康の保持・増進
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○職員健康診断を検査機関に委託して実施する。 ○健康診断の結果に応じ、生活習慣病等に関する保健指導を実施する。 ○健康相談室の運営を行う。

			29年度計画	29年度実績
指標	活動指標	職員定期健康診断の受診者数	2,991人	3,141人
		特定保健指導実施者数	219人	185人
	成果指標	受診率	95%	93.1%
		特定保健指導実施率	55%	49.9%
事業実績	<p>各種健康診断は計画どおりに実施しました。同時に、定期健康診断の結果により医療機関の受診を要すると判断された職員に対して受診勧奨を行い、重症化予防に対応しました。また、ストレスチェックや面接指導を実施し、メンタル不調を未然に防止する一次予防に取り組みました。さらに健康教育として、東京都職員共済組合と共催で禁煙講習会を実施し、喫煙・受動喫煙の身体への影響等について学ぶ機会を作り、喫煙習慣のある職員自身の健康管理に対する啓発を行ったほか、女性職員向けに女性特有の健康リスクについて学ぶ講座を開催しました。</p>			

**【所管による自己評価】**

評価と課題	<p>平成29年度の健康診断等事業は計画的に実施しました。また未受診者への所属を通じた受診勧奨など、積極的に取り組んだ結果、受診率が上昇しました。しかし、まだ全職員が受診している状況ではないため、受診方法や勧奨方法について、さらに積極的な取組を検討しています。</p> <p>今年度から、VDT健診と二次健診について、非常勤職員も対象にしたほか、科学的根拠に基づきがん検診の内容を見直し、また複数の健診項目を1日で受診できるよう利便性を図りました。今後も職員の健康状態を的確に把握し、健康の保持増進や疾病の予防・早期発見につなげ、健康で働き続けることができるよう適切な健康管理に努めていきます。</p>
-------	---

**【外部評価】**

事業内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診率は、前年度比で0.9%増ではあるが、目標に対しては未達である。</li> <li>・検診項目の精査や受診方法等の見直しを検討しているとのことであるが、受診率未達の要因分析を適切に実施し、受診率の向上につなげられたい。</li> <li>・あわせて、職員への意識啓発、メンタル不調の未然防止等、職員の健康保持・増進に向けてさらなる改善を図られたい。</li> </ul>
----------	---

<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動指標として設定されている「職員定期健康診断の受診者数」「特定保健指導実施者数」は、課の活動実績ではないことから、活動指標として適切とは言えない。活動指標の見直しが必要である。</li> <li>・評価表の事業実績に記された活動内容を指標化し、事業実績が受診率向上や職員の健康管理に係る意識、メンタル不調の未然防止等にいかに寄与したかを、体系的に評価することが有効。</li> <li>・データの表記が誤っているものがあつた。正確なデータのもとで事務事業評価を行うため、記載にあたってはダブルチェックをするなどして正確を期すよう注意する必要がある。</li> </ul>
--------------------------	--

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p><b>【事業内容への評価について】</b></p> <p>○職員健康診断の受診率は93%、個人で人間ドック等を受診した者を含めた健康診断受診率は97%であることを把握しています。職員の健康意識への高まり等により、区の健康診断ではなく、人間ドックを選択する職員が、毎年一定数存在しています。職員の健康の保持・増進という目的に鑑みて、成果指標に人間ドック等受診者を含めた受診率とする等の見直し検討を行います。</p> <p>○30年度から10月に一斉に行う区役所内での健康診断に加えて、5～11月に施設での健康診断を実施したほか、11月末時点の未受診者に対して、個別に電話により受診を勧奨し、12月に施設健診の機会を設ける等、健康診断の受診機会の拡大を図りました。引き続き、受診率向上に取り組めます。</p> <p>○職員への意識啓発として、30年度は「一般職員向け健康診断説明会」、「係長級職員向けメンタルヘルス講習会」、「管理職向けハラスメント講習会」を開催したほか、1月には「受動喫煙に係る健康講習会」を実施します。また、メンタル不調の未然防止として、不調者への健康相談室の利用促進、係長職昇任者全員への心理面談の実施、ストレスチェックによる高ストレス判定者への医師による面接勧奨に取り組んでいます。今後も健康に関する情報提供とともに、受診勧奨や健康相談等の充実により、職員の意識啓発やメンタル不調の未然防止に努めてまいります。</p> <p><b>【評価表の記入方法などの評価について】</b></p> <p>○活動指標については、受診者数と実施者数は活動実績そのものではないものの、当課が職員へ通知・勧奨を行った結果であることなどから、代替的指標として設定していました。ご指摘を踏まえて、今後は成果指標である受診率・実施率向上のための取組として、職員の意識啓発へ繋がる健康講習会等への参加人数や受診勧奨人数等を設定するなどの見直しを検討いたします。</p> <p>○評価に当たっては、健康講習会などの事業が職員の健康の保持・増進にどのように繋がったかの観点から記載するなど、ご指摘の内容を参考に評価してまいります。</p> <p>○事務事業評価の作成に当たっては、職員によるダブルチェック等を徹底し、誤りがないよう注意いたします。</p>
-------------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

**土地開発公社の事業支援 (No027)**

事業の目的・目標	○杉並区土地開発公社の事業を円滑に実施する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○土地開発公社に対し、事業実施に必要な負担金の交付及び資金の貸し付けを行う。

			29年度計画	29年度実績
指標	活動指標	運営費負担金交付件数	1件	1件
		事業資金貸付件数	0件	3件
	成果指標	用地取得件数	1件	0件
事業実績	<p>土地開発公社が公共事業用地を先行取得するため、協調融資金融機関から借入した資金について、区が再取得するまでに生じる借入金の利息や元金を土地開発公社に対して貸し付けました。 公社の事業費負担金を交付することにより、円滑な事業の支援を行いました。</p>			

**【所管による自己評価】**

評価と課題	<p>平成29年度の土地開発公社による公共事業用地の先行取得はありませんでしたが、区へ売却した公社取得用地は3件ありました。いずれも時機を失することなく用地を取得・処分することで、区の公共施設整備の促進に寄与することができました。 今後も、杉並区実行計画や区立施設再編整備計画で計画化した事業が円滑に進むよう、適時適切に公共事業用地の先行取得に取り組みます。</p>
-------	---

**【外部評価】**

事業内容への評価	<p>評価表(2)の「事業に対する意見」の欄で「土地開発公社の廃止について検討する必要があるのではとの意見があります。」との記載があります。一方、「翌年度の方針」においては、土地開発公社を存続させるメリットの記載がありますが、その内容が不十分と思われるので、説明としてわかりやすく記載した方がよいと思われます。</p>
----------	---

<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>評価表(2)の「事業開始当初から現在までの変化」の欄で「近年、公共事業用地の先行取得は増加傾向にあります。」という記述に関し、平成27年度が7件、平成28年度が2件、平成29年度0件の先行取得の実績があり、年度ごとでみると低下傾向にあるが、評価表での近年増加傾向との記載は、過去3年間の先行取得合計件数を基にそれ以前の3年間合計と比較して記載しているとのことである。通常は、増加傾向というのは、年ごとのトレンドで右肩上がりの場合を意味することが多いため、「過去3年間の先行取得件数を基に」というのは読み取るのが難しいと思われる。平成30年度以降も同様な記述をする場合は、「過去3年間の先行取得件数を基に」ということを記載したほうが良いと思われる。</p>
--------------------------	--

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p><b>【事業内容への評価】</b>  ○区が土地開発公社を存続する利点は、区政の重要な課題を解決するため、機会を失することなく公共事業用地を先行取得できること、また、土地開発公社が先行取得した用地を区が取得する場合に公共事業として補助金等の適用が可能となることがあり、これを評価表の「翌年度の方針」に記載しているところです。しかしご指摘のとおり、十分な内容となっていないことから、今後は区民にわかりやすい表現に努めます。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b>  ○ご指摘の内容も踏まえ、記載内容について検討し、適切な表現へと変更します。</p>
-------------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

**国民年金事務 (No335)**

事業の目的・目標	○保険料を支払うことにより国民年金被保険者世代が受給者世代の給付財源の一端を担うとともに自らの受給権を確保して、老後の生活の経済的基盤の安定を図る。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○被保険者からの資格や免除、受給に関する各種届出・請求の受理、審査、報告、保険料の納付案内や相談及び福祉年金や特別障害給付金の処理、各種届出の勧奨、所得状況等調査を行う。

		29年度計画	29年度実績	
指標	活動指標	国民年金保険料免除者数(各年度3月末)	24,000人	22,992人
		国民年金給付定時処理に係る未申告勧奨数	500件	287件
	成果指標	国民年金保険料免除率(各年度3月末)	27.0%	27.9%
		国民年金給付定時処理未申告勧奨による申告書提出率	99.0%	89.5%

事業実績	<p>国民年金第1号被保険者は、平成28年度末約人85,400人、平成29年度末約82,500人と前年度から約3,000人減少しています。</p> <p>一方で、平成29年8月から年金受給に要する加入資格の期間が25年から10年に短縮されたことにより、「国民年金のしおり」や広報すぎなみ等で制度の周知を図ったほか、福祉事務所など関係課と連携して対象者の手続き支援を行いました。</p> <p>また、30年1月から業務委託を開始し、業務の効率化を図りました。</p>
------	--

**【所管による自己評価】**

評価と課題	<p>国民年金第1号被保険者の加入者数は、公的年金の加入対象者の拡大等により減少傾向にありますが、度重なる制度改正により複雑なしくみとなったこともあり、窓口での手続きが必要な対象者は増えています。</p> <p>日本年金機構及び年金事務所と連携をとり、引き続き適切な相談業務を行います。</p> <p>また、平成30年1月から業務委託が開始したことから区民サービスの向上につながるよう、事業者の管理監督に努めていきます。</p>
-------	--



## 【外部評価】

事業内容への評価	<p>○制度変更の周知、減免制度について、パンフレットを作成して周知を図っている点、対象者に対する手続き支援を関係機関と連携を図り実施している点が良い。制度を知らないため区民が不利益を被ることがないように、今後、周知の方法についてさらに検討していただきたい。</p> <p>○未申告勧奨数の減少は評価されるが、一方で勧奨による書類提出率の低下についてはその理由について調査されたい。</p> <p>○減免申請に至っている区民の属性を分析することで、周知の方法等を検討していただきたい。</p> <p>○国民年金加入、給付は、区民の障害の際、老後の安定した生活を保障するものであるといえる。そのような観点から、国民年金未加入者数の把握し、加入促進について検討されたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○区内における「国民年金未加入者数」を指標に加えることについて検討していただきたい。</p> <p>○業務委託開始後の、サービスの質向上の状況をコメントとして記載されたい。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【事業内容への評価について】</b></p> <p>○国民年金に関する業務は、実施主体を日本年金機構(国から業務委託)として、区は資格や免除、受給に関する各種届出や請求の受理、相談業務等を補助的に行っています。ご指摘の区民が不利益を被らないための周知方法の改善については、今後、国の交付金活用の有無などのコスト面を含め、方法等を検討していきます。</p> <p>○所得未申告者への勧奨については、20歳までに病気等を理由に給付を受けている方へ毎年実施しており、未申告者が減少している一方、病気や支援者等が得られない方が一定数残っていることが申告書提出率の低下となって表れています。今後も個別勧奨を行う中で、適正な給付業務に努めます。</p> <p>○減免制度のうち法定免除については、福祉事務所での生活保護受給時や障害年金の申請時に窓口において制度の案内を行っています。また、学生納付特例については、20歳の加入通知とあわせて案内を同封しています。よりの確な減免制度の周知方法については、今後、日本年金機構とも課題認識を共有しながら研究していきます。</p> <p>○国民年金の加入促進については、日本年金機構が20歳到達時(厚生年金加入者を除く)と厚生年金資格喪失の2か月後・4か月後に勧奨し、未手続者は職権適用するなどの取組を行っています。</p> <p><b>【評価の記入方法などについて】</b></p> <p>○国民年金未加入者数については、日本年金機構でも把握していないため、指標の設定は困難です。</p> <p>○委託開始後のサービスの質の向上等については、業務委託が1年を経過した段階で、検証・評価することとしています。</p>
------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

**屋外広告物許可・取締 (No413)**

事業の目的・目標	○屋外広告物の広告主に対し、適切な規制及び指導を行うことにより、まちの良好な景観、風致を維持し、公衆への危害を防止する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○杉並区内における屋外広告物の許可に関する業務を行う。 ○違反広告物の是正指導や除却を行う。 ○違反広告物除却活動協力員(違反広告物の簡易除却ボランティア)制度を運営する。

		29年度計画	29年度実績	
指標	活動指標	屋外広告物許可申請数	450件	516件
		違反広告物の除却枚数	0枚	53,458枚
	成果指標	屋外広告物許可申請件数前年度比率	100%	110.0%
		違反広告物の除却枚数前年度比率	0%	88.4%
事業実績	<p>屋外広告物許可申請を受付け、書類を審査し、屋外広告物許可書を交付します。屋外広告物許可申請件数は、広告塔・広告板372件、はり紙・はり札25件、広告旗16件、電柱・街路灯柱利用広告2件、標識利用広告2件、バス・電車車体利用広告(枠)3件、車体利用広告89件、アーチ5件、装飾街路灯2件です。また、違反広告物の除却活動を行い、53,458枚を除却しました。なお、毎月2回警察と合同で道路等の違反はり紙の除却作業を実施しました。</p>			

**【所管による自己評価】**

評価と課題	<p>屋外広告物許可制度は業界団体に定着し、違反広告物の除却は、違反広告物除却活動協力員の活動や安全パトロール隊、警察の協力により、着実な成果を上げています。一方で、違反広告物の根絶は一朝一夕で実現可能なものでなく、関係機関等と連携を図りながら事業者への指導や地道な除却活動を行っていきます。また、近年は、公共施設の維持財源の確保や地域活性の目的から、公共物を広告媒体として活用する事例が目立っており、区自らも景観行政団体として秩序ある行動が求められることを踏まえ、適正な指導に努めます。</p>
-------	--

## 【外部評価】

事業内容への評価	<p>○法令に基づく屋外広告物の許可および取締りという、いわゆる警察規制を主な内容とする事務ではあるが、屋外広告物をめぐっては安全確保および景観保全に加えて、事業に対する意見にもあるように、地域活性化やにぎわい創出といったプラスの効果を生み出すことにつながり得る屋外広告物の掲出方法や場所等を検討し、誘導していくという積極的な行政からの働きかけや指導のあり方についても模索し、対応していくことが求められる。</p> <p>○成果指標として屋外広告物許可申請件数および違反広告物の除去枚数のいずれも前年度比率を位置付けているが、成果をこの指標で把握しようとする意図が分からない。また、活動指標としては、許可申請数と違反広告物の除去枚数が掲げられているが、許可申請数は良いとしても、除去枚数についてはむしろ成果指標として位置付けるほうが適切ではないか。活動指標としては是正指導件数も考えられるのではないか。また、許可申請数＝許可件数と考えてよいのかも判然としない。</p> <p>○違反広告物除去活動協力員が約1,200名で、さらに、安全パトロール隊も参加して除去が実施されているとのことだが、この規模で既に十分であると考えられるのか、さらなる体制充実が求められるのかも記述からは判断できない。</p> <p>○除去活動はもちろん重要であるが、違反広告物の掲出を未然に防止するための策が同時に求められる。未然防止策に関する記述が欲しい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○「事業に対する意見」に対応した今後に向けての方向性や課題が整理されて、明確に示されると良い。「事業に対する意見」、「今後の予測と方向性」、「評価と課題」の記載内容が上手くつながっていない感がある。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【事業内容への評価】</b></p> <p>○地域活性化等に寄与する屋外広告物の働きかけについては、昨今の壁面広告や路上広告物の規制緩和の動きなどを的確に捉えるとともに、関係課や地域のまちづくり組織などとも連携しながら適正な景観への誘導に努めてまいります。</p> <p>○指標については、ご指摘を踏まえて見直します。なお、許可事務の件数のご指摘について、許可申請は事前相談等を経て許可を前提になされるので、許可申請数と許可件数は同数となります。</p> <p>○違反広告物の除却体制については、十分な規模ではないと認識しています。除却活動協力員による活動は有効ですが、活動区域がまだ区内全域を網羅していないため、当該制度が区内全域に行き渡り、より活発な活動となるよう、当該制度の周知、勧誘、支援等を進めてまいります。</p> <p>○違反広告物は未然に防ぐのが難しく、警察等の関係機関と連携し粘り強く指導することが重要です。未然に防ぐ具体策として、不動産業協会と合同除却の実施や、警察等と指導実施時の道路境界の確認等の活動を行っており、今後はこれらについても記述してまいります。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b></p> <p>○記入方法のご指摘につきましては、今回の評価を踏まえ内容を整理し、今後の事務事業評価で明確な記載となるよう努めてまいります。</p>
------	--

# 財団等経営評価に対する外部評価

団体名	公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団	担当部課	保健福祉部障害者生活支援課
事業目的	<p>障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与する。</p>		<p>顧客</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望又は既に就職している障害者とその家族等</li> <li>・障害のある人を雇用、または雇用しようとしている事業者</li> <li>・区内福祉施設及び特別支援学校</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>①就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援</li> <li>②事業主に対する雇用管理上の相談助言</li> <li>③関係情報の提供及び普及啓発</li> <li>④地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援</li> <li>⑤障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</li> </ol>		
区（二次評価）による評価	<p>事業団が杉並区の障害者雇用支援の公的な担い手として役割を果たしていることが、新規就職者数、就職後の定着支援の増加、企業訪問、関係機関との連携などの取組実績から評価できる。</p> <p>近年の障害者の就労状況を見ると、精神障害者、発達障害者の就職者数の増加が顕著となっている。反面、精神障害者の離職率が高い傾向にあることから、安定した雇用につながるよう個々の障害特性に合った支援が必要である。これまでの支援ノウハウを職員間で共有し、より専門性の高い支援力の向上を目指して人材育成に取り組むことが求められている。</p> <p>また、事業団が区内就労支援機関ネットワークの中心となり、情報発信や事例紹介・検討を実施し支援力向上に努めている。ネットワークを活用して障害者雇用の状況や支援スキルを地域の関係機関等へ発信する機会を増やし、情報を共有していくことで区内関係機関全体の就労支援スキルの向上を推進することが求められている。</p> <p>就労移行支援事業については、個々の障害特性やニーズに合った訓練プログラムを実施するとともに、本人に適した就労先へと結びつけるマッチングの技術を高めること、また、区内就労移行支援事業所とも就労状況や支援スキルの情報共有を図り区内事業所全体の就労支援スキルの向上に取組み就職者数の増加につなげていく必要がある。</p> <p>障害者差別解消法による雇用事業主の合理的配慮規定や、平成30年度の法定雇用率における精神障害者の算定基礎への算入などの法律改正により、障害特性を理解し安定的な雇用に向けた企業側の環境整備が求められている。また、新たな障害福祉サービスとして就労者の職場定着支援事業が創設され、これまで以上に関係機関との連携が重要となることから、今後より一層の支援体制の強化が求められている。</p> <p>今年度は、事業団の次期推進プラン（平成31～35年度）の策定が検討されており、時代の変化に合った就労・定着支援の取組が期待されている。</p>		
<b>外 部 評 価</b>			
対経営者に対する状況評価	<p>事業団の活動については概ね計画通り実施されており、活動量は計画目標の水準に達している。また、収支の改善努力もみられる。課題は、主要な事業の半分程度は常勤職員以外の非常勤・嘱託職員によって実施されていることであり、相談業務や就職あっせん活動等において経験・技能の蓄積と相当の報酬が与えられる環境を形成できるか（働き方改革）また、NPO団体などへの一部委託の可能性等について検討してよいのではないかと。また、人件費比率や補助率などの指標は有効であるが、区からの派遣職員2名の人件費は区負担のため含まれていないようであり、実質的な人件費や業務費用は財務報告の数値以上になっていると理解される。</p>		
評価方法	<p>就職者は成果指標として最も重要なものであり、1年以上の就業者をカウントしているのも妥当である。ただし、就労支援と就労移行支援事業は法律も事業項目も異なるため、詳細データでは区分表示されているものの事業団の成果としても区分したらどうか。累積登録者全体では就労率はどのようになっているのか、1年以上継続就労すると長期間就労になる確率が高いのかなども付記すると区民の理解は進むと思われる。ハローワークや東京都の障害者就労支援との連携をどうしているか、つまり、就職も事業団単独というよりこれら機関と事業主との協力関係から生まれるので、相談や指導あるいは訪問との相乗効果がわかるような記述が望ましい（障害者、雇用者、事業団などの支援機関、他の関係機関）。</p>		

## 外部評価に対する所管の対処方針

### 【経営状況に対する評価について】

○非常勤職員(嘱託員)は区から受託している就労支援等の事業において重要な役割を担っていることから、適切な人材の確保と育成に力を入れているところです。経験技能の蓄積については、経験年数等に応じて計画的に研修に参加・派遣することにより、スキルアップを図るとともに、職員全員によるミーティングやケース会議により情報の共有化を図っています。嘱託員の報酬額については、現在区の非常勤職員の報酬基準に準拠していますが、今後報酬等を含めた待遇について、区とも協議しつつ検討していきます。

○事業の一部委託化は、主要部分以外の業務であって個人情報を取り扱わない業務に限られているため、困難であると考えており、今後も事業団の適正な運営を推進するため、事業の必要性を十分吟味したうえで、適正な人員配置と業務の効率化に努めます。

○また、公益法人運営を安定的に行うため、区との連携や財務管理の業務は区からの派遣職員が担っており、人件費は法定福利費を除いて区が負担しています。

### 【評価表記入方法などの評価について】

○成果指標における就職者数・定着率は事業分析の項で就労支援事業・就労移行支援事業別に記載することとします。

○また、就労支援や定着支援について実績データ等を多角的に分析し、区民の理解が進むよう、より分かりやすい説明となるよう工夫していきます。

○関係機関との連携についても、相談から就労支援・定着支援の各段階において適宜に連携して取り組んでいますが、連携状況を実績に関連した記載につなげられるよう検討します。

## 第3章 まとめ

### 1 平成30年度評価を終えて

#### (1) 平成30年度の外部評価について

当委員会では、平成14年度から、杉並区及び団体による自己評価表（行政評価表、財団等経営評価表）に基づいた外部評価を実施しています。外部評価に当たっては、平成25年度から所管課との質疑・意見交換を通して評価を行い、必要に応じて現地視察を実施するなど、委員の専門的知見による意見や提案を直接所管課に伝えることで充実した委員会活動となっていると考えます。

また、今年度の総合計画等の改定に際しては、平成28年度の外部評価で指摘を行った2施策（「就学前における教育・保育の充実」「成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進」）の指標について、「認可保育所整備率」と「不登校児童・生徒のうち専門機関等による支援を受けている割合」が追加されるなど、委員会の意見が反映されました。

さて、平成30年度行政評価の取組方針の中で、①総合計画の進捗状況等を踏まえた事務事業の見直し②職員の政策形成能力の向上③説明責任と区政の透明性の確保を目的に掲げていますが、実施にあたっては、自己評価により施策効果を把握し、施策を構成する事務事業の必要性、効率性又は有効性などの観点から自ら評価するとともに、その結果を翌年度の取組に反映し、施策の目標を達成していく必要があります。

そのため、自己評価では、職員一人ひとりが評価を行う意味を理解し、課題解決に向けた適切な評価を行うとともに、区民にわかりやすい表現で正しく事業の内容や考えを伝える工夫が必要です。さらに、自己評価をコミュニケーションの一つとして捉え、職員間で話し合い、翌年度の取組に反映していくことが求められます。

こうした観点から、当委員会は、杉並区が実施した自己評価表を分析しましたが、事業内容に応じた適切な指標が示されていないものや、事業の説明にとどまり、今後に向けた課題認識が記述されていないものなどが見受けられたため、外部評価では、評価の視点から目標未達の要因と今後の取組に至るまで、幅広くアドバイスをを行いました。

今後、外部評価の指摘を踏まえ、所管課において取組内容の検証や見直しを進めていただくとともに、今回、外部評価の対象となった所管課のみで完結することなく、全庁で広く共有し、活用していただくことを願います。

なお、各所管課に対して指摘した主な内容は、次のとおりです。

○目標（計画値）と取組実績が乖離しているものについては、先進自治体と比較できるベンチマーキングを導入するなど、客観的な観点で未達の原因を分析し、その要因がわかるような記述が必要である。

7ページ（区内建築物の耐震化率）を参照

○活動指標と成果指標は、施策目標ごとにその進捗状況を把握する上で適切な指標を位置付けることが求められるが、体系的な指標設定となっておらず、十分とはいえないものがあった。また、成果指標として位置付けるべき内容が活動指標として設定されているものがあった。

13ページ（救急協力員登録者数）、25ページ（違反広告物の除去枚数）を参照

○算式・指標説明について、定義が不明確なものがあつた。評価表は、記載方法を整理して、区民（読み手）に誤解を与えることがないように、明確な定義付けや正確な記述を心がけ、区民の視点に立ったわかりやすい表現が必要である。

15ページ（入所希望者）を参照

○評価表の数値に誤りがあるものがあつた。評価表の記載内容は正確を期すため、職員によるダブルチェックを徹底するなど、区民への説明責任を果たす行政資料となるよう、各職場において進行管理する必要がある。

## （２）行政評価制度について

平成11年度の事務事業評価の導入以降、行政評価は杉並区のマネジメントサイクルの一環として定着し、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。また、評価制度の改善にも努め、平成27年度からは行政評価システムを導入するなど評価作業の効率化を図り、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果を上げてきました。しかし、杉並区に限らず、行政評価制度の大きな課題として、「評価疲れ」「評価制度の形骸化」により行政評価を実施すること自体が目的化している傾向があります。

こうした中、杉並区は、総合計画（平成31～33年度）等の改定に行政評価制度を生かし、PDCAサイクルに基づいた将来の計画づくりに取り組んでいます。

このような総合計画の進捗状況・達成状況の把握と、施策と事業を体系的に評価する取組は、単なる進行管理ではなく、区が掲げる32施策の目標達成と課題を明らかとする評価制度となり得ます。同時に、施策を構成しない事務事業への取組も必要で、特に毎年度の予算編成への反映には32施策に限らず全事務事業を評価しなければなりません。そして、評価の結果は、その事業を本来必要とする区民へ公平かつ普遍的に届いているか、必要とされている人に支援がなされているか、偏りが生じていないかの視点での周知、展開が望まれます。さらには、行政評価の機能や役割、評価作業から得られる活動と成果の関係、データに基づく改善策の検討など様々なテーマを設定し、常に職員の政策形成や政策学習及び区民などとの対話の能力向上に向け、自己評価表を活用することに期待しています。

施策を取り巻く環境や社会の変化と、それを受けての評価・検証の方向性を適切に示すため、区の特性を踏まえた分析と見通しを持つことが欠かせません。また、行政評価制度の質を維持するためには、評価データの分析機能の強化等を含め、科学的根拠のある情報（エビデンス）に基づいた適切な評価作業を支援するシステムの構築が必要です。

以上、区への期待も込めて、厳しい意見を述べさせていただきました。杉並区は、子育て支援や超高齢社会への対応、施設の老朽化による施設再編への取組など様々な分野で精力的に取組を進めておりますが、新しい時代の幕開けに向けて、常に時代の先を見据えた効率的かつ効果的な区政運営が求められます。このため、職員の皆様が行政評価の意義や目的を共有し、杉並区をより良くするために何をすべきかという視点に立って評価を行い、施策や事業の質の向上に繋げていけるよう努めていただくことを望みます。

## 2 各委員の主な意見

各委員から出された平成30年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

### (1) 施策評価・事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について

- 今年度は総合計画の計画期間を3段階に分けた最後の見直し時期にあたり、これまで外部評価において指摘された成果指標や活動指標の見直しに関する意見については、それらを踏まえて指標の見直しがなされた項目もあるようである。このことは外部評価における指摘が目に見える形で生かされたものとして高く評価したい。一方で、指標以外の部分については、外部評価意見が総合計画の見直しにおいてどのように・どの程度踏まえられているのかが判然としておらず、本来であれば、計画見直し過程において、外部評価委員はもとより、区民にもわかりやすいかたちで整理した対応状況に係る情報を提供するという努力がなされることが望まれる。
- 施策・事務事業の体系的な評価がなされていないことにより、適切性・妥当性を欠いた成果指標もあり、客観的なデータに基づく外部評価を実施することが困難であった。施策・事務事業の体系化は、施策を構成する事務事業、事業規模の見直しを図る上では不可欠である。ロジック・モデルの活用等、施策・事務事業の体系化に向けてさらなる取組を図られたい。
- 総合計画の改定にあたって、指標や指標の定義の見直し、データの取得方法に変更が生じた施策があった。見直し後の指標に関して、時系列で実績を提示する際には、過去のデータについて適正な補正が必要であることに留意されたい。
- 評価・改善に際しては、常に区民の視点に立ち、タテ割りではなく、関係各所と連携した取組に注力されたい。
- 施策評価・事務事業評価はいずれも次年度以降の予算などへの反映を意図されているが、その反映の根拠が区民にとってわかりにくいものが見受けられる。外部評価は行政評価を前提にして第三者性や客観性を目的に実施しているが、所管課の評価に対する姿勢や事務能力については直接の対象ではないものの、評価を通じた政策立案や執行の改善につなげるような取組が増えることを期待し、外部評価としても優良事例がある場合には特定化していきたいと考えている。
- 所管課ヒアリングを行うことで、より妥当な評価が行える。同時に、区民に届く情報は、記載されたもののみとなることを考慮し、背景に関する説明欄を加えることが望まれる。同様の観点から、本年度は実施しなかった現地視察の実施を望む。
- 実際に行っている事業内容を的確に表す方法について引き続き検討が必要である。他事業と共同で実施することによって成果を上げている事業については、その旨を説明することによって、区としての積極的な取組が可視化されると考える。
- 外部評価の対象とする施策を選定する際に、現行は短時間で選定しなければならないが、例えば、計画に対して達成度の低い施策のランキング等、あらかじめ定めたいくつかの指標をベースに、選定の参考となる情報が区から提供され、リスクアプローチ的観点から施策を選ぶ手法を取るなど、選定のプロセスをより高度化すべきと思われる。
- 所管課ヒアリングは、インタビュー時間が1時間弱と限定されているため、効率化の観点から事前に質問書を作成・区からの回答を得たが、今年度はそれを委員間で共有することができなかった。来年度は事前に委員間で共有し、インタビューをより有効に行えることを望む。
- 施策を構成しない事務事業に対する外部評価は、評価表の記載内容の査読のみで外部評価を行うことを基本としているが、追加情報がないと適切に評価内容を記載できない事項もあることから、評価に当たって事前調整の対応をより拡充すべきと思われる。
- 入札監視委員会において、入札に参加する事業者の選定を具体的にどのような手段で平等性を確保しているかの確認を来年度は望む。



## (2) 杉並区の行政評価制度について

- 今年度に限らず、所管課による評価では、取組状況の成果や実績に関する記述にとどまらず、さらなる改善を図り、より実効性を挙げていくためにどのような課題があるのか、今後に向けていかなる努力が求められるのかといった総括的な評価を欠く傾向がみられる。この点については、これまでの外部評価においても指摘してきているところであり、PDCAを回してさらなる改善を図っていくうえで、課題の洗い出しと課題解決に向けた方途の提示は欠かせないという認識を全庁的に共有したうえで、行政評価を実施されたい。
- 現行の行政評価制度は総合計画の進行管理を主な目的としているが、制度の形骸化も懸念される。次期総合計画の策定にあたって、評価の目的を再考し、施策・事務事業ありきの評価から、政策立案に資する、戦略性のある評価制度へ再構築を図ってはどうか。また、評価シートについて、外部評価委員の意見も参考にして見直しを検討すべき。
- 評価結果の区民への周知について、ホームページ等での公表だけでなく、区民とのコンタクトツールとして活用するなど、積極的な対応が求められる。区サイドからの一方的な周知よりも、区民と直接接する際のツールとして活用することは、職員の意識や評価スキル向上にも有効である。
- 総合計画や実行計画の進捗管理に用いるのに力点をおく施策評価と予算や見直しに焦点をおく事務事業評価の連携が十分でない。施策評価は企画的な色彩、事務事業は財政的な色彩が強く、また、施策を構成しない事務事業という区分は評価と予算との関係を低下させる可能性があることを踏まえた見直しがなされることを期待したい。また、制度発足時点では先進的で意欲的な職員や組織であった特性が次第に失われている危惧もある。単位費用の表示の不適正な処理など、全国をリードする自治体として一層の活性化を要望し、外部評価委員も支援させていただきたい。
- 実際に行っている業務の質を向上させる仕組みとして、よく機能していると考える。特に、数値として示している点は理解しやすい。一方、数値による判断のみではなく、その背景に関する説明について責任を果たしている点で、ヒアリングの意義が大きいと考える。このヒアリングの内容については区民も理解できるよう、積極的に加筆することが必要である。
- 指標に関して、比較可能とする観点から、一定期間同一指標を使用することは意義がある。一方、時代の流れが急速であること、地方分権が進んでいることから、新たな取組が業務として求められているが、そのような取組が評価に反映されない点が残念である。例えば、自由記述欄を追加する等、評価指標による評価の限界を補う方法について検討が必要である。
- 事務事業評価表の「単位当たりコスト」が実際に有用な情報とはなっていないものが見受けられる。区全体で「単位当たりコスト」欄の数値がどの程度有用なものになっているかを再評価し、必要な改善を行うべきである。
- 目標（計画値）と実績に乖離がある施策・事務事業は、有効な目標管理を行うということも検討すべきである。

## 資料編

### 【資料1】 外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
いわした ひろみ 岩下 廣美	公認会計士 公認会計士杉並監査団理事 ISACA(情報システムコントロール協会) 東京支部基準委員会委員
おく まみ ○奥 真美	公立大学法人首都大学東京都市環境学部都市政策科学科教授 総務省官民競争入札等監理委員会専門委員
たかやま えりこ 高山 恵理子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授
たぶち ゆきこ 田 渕 雪子	行政経営コンサルタント 総務省政策評価審議会委員 総務省の政策評価に関する有識者会議委員 原子力規制委員会行政事業レビューに係る外部有識者
やま もと きよし ◎山本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授 東京大学名誉教授 財務省政策評価懇談会委員 国土交通省評価委員 国立国会図書館入札等監視委員会委員

◎は会長、○は会長職務代理

※所属は、平成31年3月現在

### 【資料2】 平成30年度外部評価委員会の活動

回	日 程	内 容
第1回	平成30年8月24日	平成30年度外部評価の進め方について
第2回	平成30年10月22日	所管課事前ヒアリング
第3回	平成30年10月29日	所管課事前ヒアリング
第4回	平成30年12月27日	平成29年度入札及び契約に関する外部評価
第5回	平成31年1月24日	(1)平成30年度行政評価に対する外部評価 (2)平成30年度外部評価のまとめ

## 【資料3】

### 杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

# 支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

平成30年度  
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

30-0101

平成31年3月発行



## 杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>